

# 明倫短期大学学則

制定日 平成9年4月1日  
最終改定日 2019年7月25日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、人格の陶冶、知識と技術の修得、社会への医療技能の還元という三つの創立綱領を柱に学理と専門技術を教授研究して、人類の福祉に貢献する有能な医療専門技術者を育成することを目的とする。

### (学科)

第2条 本学に、次の学科を置く。  
歯科技工士学科  
歯科衛生士学科

### (修業年限)

第3条 各学科の修業年限は、次のとおりとする。  
歯科技工士学科 2年  
歯科衛生士学科 3年

### (学生定員)

第4条 各学科に置く学生定員は、次のとおりとする。  
歯科技工士学科  
学生定員 30名  
収容定員 60名  
歯科衛生士学科  
学生定員 60名  
収容定員 180名

## 第2章 学年・学期及び休業日

### (学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
2 学年を次の学期に分ける。  
一 前期 4月1日より9月30日まで  
二 後期 10月1日より翌年の3月31日まで

### (休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。  
一 日曜日  
二 国民の祝日に関する法律に規定する休日  
三 本学の創立記念日 7月7日  
四 春期休業日 3月第2週から5週間  
五 夏期休業日 7月第4週から6週間  
六 冬期休業日 12月第4週から3週間  
2 必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。  
3 第1項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

## 第3章 授業科目及び授業時間

### (授業科目数及び時間数)

第7条 授業科目及び授業時間数は、別表Iのとおりとする。

## 第4章 授業科目の履修及び修了認定

### (授業科目の履修)

第8条 学生は、第7条に定める授業科目を履修しなければならない。  
2 履修方法の細則は、別にこれを定める。

### (授業科目の管理)

第9条 授業科目の内容及び授業方法等については、その授業科目の担当者がこれを管理するものとする。

### (授業の出席)

第10条 学生の各授業科目の出席は、授業科目履修要項に定めるところによる。

### (試験)

第11条 授業科目の履修の認定は、試験によるものとする。

### (学科の修了)

第12条 第3条に定められた修業年限を在学し、所定の授業科目の履修の認定を得た者は、学科を修了したものとする。

### (短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第12条の2  
学長が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。  
2 前項により、与えることができる単位数は、30単位を超えないものとする。

### (入学前の既修得単位の認定)

第12条の3  
本学に入学する前に他の大学又は短期大学(外国の大学及び短期大学を含む)で修得した単位は、学長が教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修により修得したもののみならずことができる。  
2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き30単位を超えないものとする。ただし、修業年限は短縮できない。  
3 前二項の単位認定の取り扱いについては別にこれを定める。

## 第5章 卒業及び学位

### (卒業)

第13条 学科を修了した者については、学長が卒業を認定する。

2 卒業延期となった者が、翌年度前期終了時に卒業要件を満たした場合、前期末に卒業できるものとする。

### (学位)

第14条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

## 第6章 入学、休学、転学及び退学

### (入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の初めとする。

### (入学の資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育課程を修了した者、設の当該課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の認定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 七 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

### (入学志願の手続)

第17条 本学に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に所定の入学検定料を添えて願出しなければならない。

### (入学者の選考)

第18条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

### (入学手続及び入学許可)

第19条 入学試験の結果合格した者は、保証人及び副保証人を定め、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

### (保証人及び副保証人)

第20条 保証人は父兄を原則とする。副保証人は独立の生計を営む者でなければならない。

- 2 保証人、副保証人は、学生の在学中のすべてのことについて責任を負わなければならない。
- 3 保証人または副保証人がその資格を失ったときには、直ちに保証人または副保証人の変更を届け出なければならない。

### (氏名、本籍及び住所の変更)

第21条 学生、保証人ならびに副保証人が氏名、本籍及び住所を変更した場合、すみやかに届け出なければならない。

### (在学の年限)

第22条 学生の在学年限は次のとおりとする。

歯科技工士学科	4年
歯科衛生士学科	6年

### (欠席)

第23条 疾病その他の事故により1週間以上欠席する場合には、その事由を添えてすみやかに所定の欠席届を提出しなければならない。

### (休学)

第24条 疾病その他やむをえない事由により休学する場合には、その事由を証明する書類を添えて保証人連署のうえ、所定の休学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

- 2 疾病等のため出席することが適当でない認められた者には、学長が休学を命ずることがある。
- 3 休学の手続きに関する細則については、別に定める。

### (休学期間)

第25条 休学期間は、修業年限内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を学長が認めることがある。

- 2 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。
- 3 休学期間は在学年限に算入しない。

### (復学)

第26条 休学期間が満了するとき、及び休学期間中であってもその事由が消滅した場合には、復学願を提出して学長の許可を得なければならない。

- 2 疾病が治癒して復学する者は、医師の健康診断書を、その他の場合は、その事由が解消された証明書または理由書を添付しなければならない。
- 3 復学の手続きに関する細則は、別に定める。

### (転学及び転入学)

第27条 他の学校へ転学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て学長の許可を得なければならない。

- 2 他の学校より転入学を願い出た者があるときは、欠員ある場合に限り、選考の上、学長が許可することがある。
- 3 転学及び転入学の手続きに関する細則は、別に定める。

(転科)

第28条 本学在学者で本学の他学科及び専攻科への転科を志望する者があるときは、学長が許可することがある。

2 転科の手続きに関する細則は、別に定める。

(退学)

第29条 退学しようとする者は、その事由を説明し、保証人連署の上、所定の退学願を提出して学長の許可を得なければならない。ただし、退学の理由が疾病の場合には、診断書の添付を必要とする。

2 学期の途中で退学する場合は、当該学期の授業料等すべて納入すべき学費は納入しなければならない。

3 退学の手続きに関する細則は、別に定める。

(除籍)

第29条の2

次の各号の一に該当する者は、学長が除籍を決定する。

一 第22条に定める在学年限を超えた者

二 第25条2項に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者

三 授業料など学費の納入を怠り、督促を受けずともなお納入しない者

四 長期にわたり行方不明の者

五 死亡の届出のあった者

2 除籍の手続きに関する細則は、別に定める。

(再入学)

第30条 前条により退学したのち、その事由が解消され再入学を願い出たときは、選考の上、学長が許可することがある。

2 再入学の際には、既修得単位を考慮し、該当年度に編入させることができる。

3 再入学の手続きに関する規程は、別に定める。

第7章 授業料その他納入金

(授業料他の徴収)

第31条 授業料及びその他の納入すべき学費の金額は、別表Ⅱのとおりとする。

2 納入方法その他の取扱いについては、別に定める。

3 学長は、学費を納付期限までに納付しない者に対し、出席停止、試験受験不許可を命じ、又は除籍の決定をすることができる。

(入学金の免除)

第32条 入学金の免除については、別表Ⅱのとおりとする。

(授業料等の返還)

第33条 すでに納入した授業料等は、理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、別に定めるところにより返還する場合がある。

第8章 学生心得

(学生心得)

第34条 学生心得は別にこれを定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第35条 人物及び学業成績の特に優秀な者、あるいは表彰するに足る行為のあった者に対しては、学長が表彰することがある。

2 学生の表彰に係る規程は、別に定める。

(懲戒)

第36条 本学則その他学生に関する諸規則に反し、その他学生の本分にもとる者は、学長が懲戒を決定する。

2 懲戒に係る手続きについては、別に定める。

(懲戒の種類)

第37条 懲戒はこれを分けて戒告、謹慎、停学及び退学の4種類とする。ただし、次の各号の一つに該当するものは、退学の処分をなすものとする。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 正当の理由なくして出席の常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 職員組織

(学長)

第38条 本学に学長を置く。

2 学長は、本学を代表し、本学の業務を決定または裁定する。

3 学長が行う決定とは、学長の意思表示により決することをいう。

4 学長が行う裁定とは、学長が意思表示した後、理事会の議に付し決することをいう。

5 学長の資格、選任及び任期については、別に定める。

(副学長等)

第38条の2

本学に、副学長、学科長及び専攻科長（以下「副学長等」という。）を置くことができる。

2 副学長等の任務、資格、選任及び任期については、別に定める。

(教員)

第39条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）を置く。

2 教員の定員、資格、選任については、別に定める

(定員外教員)

第39条の2

本学に、定員外教員を置くことができる。

2 定員外教員に関する事項は、別に定める。

(職員)

- 第40条 本学に、事務職員、その他必要な職員（以下「職員」という。）を置く。
- 2 職員の定員、選任については、別に定める。

第11章 教授会

(教授会の組織)

- 第41条 本学に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長及び副学長、学科長、教授を以て組織する。
- 3 前項にかかわらず、学長が必要と認めるときは、その他の教職員を出席させ、意見を求めることができる。

(召集及び議長)

- 第42条 教授会は学長がこれを召集し、その議長となる。ただし、学長に事故がある場合は、副学長がこれに代わる。学長、副学長に事故がある場合は、予め定めた順位に従ってこれに代わる。
- 2 定例教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めた場合、または半数以上の教授会構成員が審議すべき事項を添えて要請した場合は、臨時教授会を開催しなければならない。
- 3 教授会を召集するには、緊急の場合を除き、各教授会構成員に対して5日前までに、会議の目的、日時及び場所を記載して通知するものとする。

(学長決定事項に対する具申)

- 第43条 教授会は、学長が行う次の事項の決定に際して、学長に意見を述べることができる。
- 一 学生の教育に関する事項
  - 二 学内における研究に関する事項
  - 三 本学附属施設に関する重要な事項
  - 四 学生の入学、再入学、除籍、卒業、課程の修了、試験、転科、転入学、研究生、科目等履修生、聴講生に係る事項
  - 五 学年暦に関する事
  - 六 学生の表彰に関する事
  - 七 学生の懲戒に関する事
  - 八 委員会に関する事
  - 九 その他教育研究上重要と認める事項
- 2 教授会は、学生の退学、休学、留学、転学に関する事項について、学長より求めがあったときは、意見や報告を述べるができる。

(学長裁定事項に対する具申)

- 第43条の2 教授会は、学長が行う次の事項の裁定に際して、学長に意見を述べることができる。
- 一 学則の制定及び改廃に関する事項
  - 二 教授、准教授、講師、その他の教育職員の任免に関する事項
  - 三 名誉教授推薦に関する事項

(教授会の成立)

- 第44条 教授会は特に定める場合を除き、教授会の構成員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(審議)

- 第45条 教授会の審議は、特に定める場合を除き、出席教授会構成員の過半数を以てこれを決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(委員会)

- 第46条 学長は、必要に応じて委員会を設けることができる。委員会の規程は別にこれを定める。

第12章 専攻科

(専攻科)

- 第47条 本学に、次の専攻科を置く。
- 生体技工専攻  
口腔保健衛生学専攻

(目的)

- 第48条 専攻科は、短期大学における一般的教育及び専門的教育の基礎の上に立ち、専門分野について、より一層の学識と技能を深め、その研究能力を培うことを目的とする。

(入学の資格)

- 第49条 専攻科に入学することができる者は、それぞれ次の各号の一つに該当する者とする。

(生体技工専攻)

- 一 歯科技工士養成機関である短期大学を卒業した者
- 二 歯科技工士養成機関である専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学できる者
- 三 その他本学において前各号と同等程度以上の学力があると認められた者

(口腔保健衛生学専攻)

- 一 歯科衛生士養成機関である修業年限3年の短期大学を卒業した者
- 二 歯科衛生士養成機関である修業年限3年以上の専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学できる者

(学生定員)

- 第50条 各専攻科に置く学生定員は、次のとおりとする。
- 生体技工専攻  
学生定員10名  
収容定員20名
- 口腔保健衛生学専攻  
学生定員10名  
収容定員10名

(修業年限)

- 第51条 各専攻科の修業年限は次のとおりとする。
- 生体技工専攻 2年  
口腔保健衛生学専攻 1年

(授業科目数及び時間数)

第52条 授業科目及び授業時間数は、別表Ⅰのとおりとする。

(在学年限)

第53条 学生の在学年限は次のとおりとする。

生体技工専攻 4年  
口腔保健衛生学専攻 2年

(授業科目の履修)

第54条 専攻科の学生は、第52条に定める授業科目を履修しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第55条 学長が、教育上有益と認めるときは、専攻科の学生が本学の定めるところにより本学もしくは他の大学又は短期大学、専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。ただし、これらの単位は23単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第55条の2

学長が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第56条 本学に入学する前に他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む）で修得した単位は、学長が教育上有益と認める場合、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き30単位を超えないものとする。ただし、修業年限は短縮できない。

3 前二項の単位認定の取り扱いについては別にこれを定める。

(修了)

第57条 第51条に定められた修業年限を在学し、本学則所定の単位を履修した者には、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(授業料他の徴収)

第58条 授業料及びその他の納入すべき学費の金額は、別表Ⅱのとおりとする。

(その他専攻科に関する事項)

第59条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、本学則を適用する。

第13章 研究生、科目等履修生、聴講生、長期履修学生

(研究生)

第60条 本学において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として学長が受け入れを許可する。

(科目等履修生)

第61条 本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として学長が受け入れを許可する。

(聴講生)

第62条 本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として学長が受け入れを許可する。

(長期履修学生)

第63条 職業を有している等の事情により、第3条に定める修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として学長が受け入れを許可する。

(その他)

第64条 本章に定めるものの他、研究生、科目等履修生、聴講生及び長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。

第14章 附属施設

(附属歯科診療所)

第65条 本学に附属歯科診療所を設ける。

2 附属歯科診療所に関する事項は、別に定める。

(図書館)

第66条 本学に図書館を設ける。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(学生寮)

第67条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(改廃)

第68条 この学則の改廃は、教授会において学長が裁定し、理事会において決定する。

附則

この学則は、平成9年4月1日に入学した者より施行する。

附則

この学則は、平成10年10月1日より施行する。

附則

この学則は、平成11年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成16年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成17年4月1日より施行する。  
第13条、第14条は平成17年10月20日より施行する。

附則

この学則は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成19年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成21年7月1日より施行する。

附則

この学則は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この学則は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この学則は平成31年4月1日より施行する。  
但し、別表Ⅱの学費については、平成31年4月入学予定者にも適用する。

附則

この学則は2020年4月1日より施行する。